⑷ Fulfillment term : From 1 April, 2024 through 31 March, 2025

⑸ Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

２）have Grade A, B, C or D on “offer of services” in Tokai-Hokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every Ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024.

３）not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-Limit for submission of certificate to Bid Opening.

４）not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).

５）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

６）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.

７）have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned.

８）for other qualifications other than the above, please refer to the tender documentation.

⑺ Time-limit for submission of certificate : 16 : 00 (JST) 23 January, 2024

⑻ Time-limit for tender : 16 : 00 (JST) 14 February, 2024

⑼ Contact point for the notice : TSUCHIYA Yuzou, Contact Section, Accounting Division, Takayama National Highway Office, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism, 7―425, Kamiokamoto-chou, Takayama-shi, Gifu-ken, 506―0055 Japan, TEL 0577―36―3812 ex 220

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年12月12日

独立行政法人国際交流基金

契約担当職　理事　鈴木　雅之

◎調達機関番号　573　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達件名　人事課業務システム統合に係るコンサルティング業務

⑶　仕様　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　令和６年４月１日から令和７年２月28日

⑸　履行場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は「総合評価落札方式（加算）」による。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　国際交流基金会計細則第16条及び第18条の規定に該当しない者であること。

⑵　契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　令和03・04・05年度の全省庁統一資格「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、又はＣの等級に格付けされた者であること。

⑷　国際交流基金及び外務省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑸　当基金との契約に関し、本件入札公示日より起算して過去３年間に債務不履行、納期遅延等を起こしたことがなく、適正な契約上の債務履行が確保される者であること。

⑹　定期的に当基金本部事務所及びオンラインでの打ち合わせに参加することが可能な者であること。

⑺　情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有する者であること。

⑻　本件業務を的確に実施するに足る組織・人員体制を有していること。

⑼　本件業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等において充分な管理能力及び精算を適切に行う経理体制を有していること。

⑽　本件入札参加を通じて得た本件業務に関する要機密情報の守秘を誓約する者であること。

⑾　国際交流基金と係争中の者、国際交流基金と係争中の者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項及び第４項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び国際交流基金と係争中の者と同一の親会社をもつ会社でないこと。

⑿　「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001」の認証を有していること。または、提案書作成時より１年以内に認証を取得可能な体制整備が完了している旨、書類等により証明すること。

⒀　過去３年以内に公共機関向けのＩＴコンサルティング業務の受託実績を５件以上有すること。

⒁　過去３年以内に公共機関における類似システムの要件定義作成、設計、構築、またはコンサルティング業務の実績を１件以上有すること。

⒂　提出書類等に不備・不足がないと当基金に認められた者であること。

⒃　その他入札説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること

３　入札書の提出場所等

⑴　担当部署及び連絡先　東京都新宿区四谷一丁目６－４四谷クルーセ　独立行政法人国際交流基金　総務部人事課　担当　齋藤、加納

電話：03―5369―6052

E-mail：gj_chotatsu@jpf.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　交付希望者に対し電子メールで交付する。同書類の交付を希望する者は、令和６年１月19日（金）正午までに上記３⑴に電子メールにて連絡すること。

⑶　入札説明会の日時、場所及び参加方法

日時　令和５年12月22日（金）14：00からオンラインにて実施する（参加は任意）。参加を希望する者は、令和５年12月21日（木）正午までに、上記３⑴に電子メールで申し込むこと。１社からの参加人数は２名までとする。

⑷　提出を求める書類　入札説明書のとおり。

提出期限　令和６年２月１日（木）正午必着（郵送・宅配便等のみ）

提出場所　上記３⑴に同じ。

必要に応じ、令和６年２月８日（木）～９日（金）にオンライン形式で、提案書の内容について聞き取り調査を行う場合がある。

⑸　入開札の日時及び場所　令和６年２月20日（火）11時　独立行政法人国際交流基金　本部１階会議室Ａ４

⑹　郵送等による入札書の受領期限　上記３⑸の入開札に立ち会うことができない場合、郵送等による入札書類の提出を受け付ける。その場合、入札書は書留・宅配便等追跡可能な手段により、上記３⑴の担当者宛に令和６年２月19日（月）15時までに到着するよう送付し、ＷＥＢ追跡システム等で到着を確認すること。持参は受け付けない。

⑺　質問事項　質問のある者は令和６年１月22日（月）正午までに上記３⑴の問合せ先に電子メールにて連絡すること。